

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会・核軍縮日本決議

新しいタイトル、変わらぬ内容の弱さ 背景に「核の傘」維持への配慮

10月26日、第65回国連総会・第1委員会(軍縮及び国際安全保障)において、日本が90の共同提案国とともに提出した核軍縮決議「核兵器の全面的廃絶に向けた団結した行動」(A/C.1/65/L.43)が採択された(2ページ・資料1に全訳)。採択された決議は総じて新味にかけるとともに、西側核保有国への「配慮」を随所に滲ませた、具体性に著しく欠けるものであった。そのことは新アジェンダ連合(NAC)の決議案と比較したとき、いっそう鮮明である。

変わらぬ西側核保有国への「配慮」

日本の核軍縮決議案は94年以来毎年提出されている。17回目の今回、タイトルは「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」から「…団結した行動」に変わった。日本政府はタイトルとともに内容も一新されたことを強調し、「従来に比べ包括的で、『核兵器のない世界』に向けた国際社会の具体的な行動を求める」ものであると自賛した¹。

しかし、決議が示した「具体的行動」は曖昧であり、9月22日の「外相会合・共同声明」²がわずかに示していた前進的な要素も、「前例踏襲主義」の影に押しやられた。共同提案国は最終的に史上最多の90か国に達したが、賛成国はむしろ減少し、「棄権」が増加した。

- 賛成:154 (昨年は161)。
- 反対:1 (北朝鮮、昨年はインドを加えた2。インドは今年は棄権した)。
- 棄権:13 (ブラジル、中国^{*}、キューバ^{*}、ギニアビサウ、インド、イラン^{*}、イスラエル^{*}、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー^{*}、パキスタン^{*}、南アフリカ、シリア)。昨年は^{*}印の8。無印は昨年の賛成から棄権に立場を変えた国である。

この投票結果のうちブラジル、メキシコ、南アフリカという新アジェンダ連合3か国が棄権に後退したこと、インドが反対から棄権に前進したことは、新しい国際的気運のなかで核軍縮に対する日本のリーダーシップの後退を示唆するものとして考える必要がある。

5月NPT「最終文書」を一步も超えず

決議は今年5月NPT再検討会議の「最終文書」を評価しつつ、しかし内容的にはそこに示された合意を停滞ないし後退させるものであった。

◆「核兵器の非人道性」は前文のみ言及

「最終文書」の成果であった核兵器の非人道性への言及は、主文には含まれず、前文で「最終文書」の表現がほぼそのまま引用された。最終文書での言及という好機を核軍縮の加速へと生かすことへの期待を裏切るものであった。

◆核兵器禁止条約への言及なし

「最終文書」のもうひとつの大きな成果である「核兵器禁止条約に関する交渉」等に関する国連事務総長の提案に決議は触れていない。これは「核兵器禁止条約」に消極的な日本の姿勢を物語るのみならず、国際情勢の進展を考えると後退を意味するものである。日本は、同条約交渉の早期開始を求める「マレーシア決議」³に棄権票を投じ、その理由を「核兵器国も関与する核兵器全面廃絶のための実際的かつ効果的措置をとるべきである」と説明した⁴。しかし、マレーシア

今号の内容

国連総会「日本決議」への批判
核兵器の非正統性

—「モンレー報告書」を読む 高原孝生

生物多様性を壊す米軍「ヘリパッド移設」

[連載]いま語る—37

石垣昌宏さん(パラマウント・ピクチャーズ・ジャパン)

決議は「核兵器禁止条約の早期妥結につながる多国間交渉の開始」を求めているが、日本が懸念している「核兵器国排除」と読み取れるようなことはどこにも書かれていない。

◆消極的安全保証で遅れた認識

主文第12節は消極的安全保証(NSA)に言及している。これは09年の決議にはなかった条項である。しかし、「最終文書」がジュネーブ軍縮会議(CD)における協議の即時開始を求め、未だNSAを誓約していない核兵器国に誓約を奨励していることに比べると、安保理決議984を「想起」することにとどまっているのはいかにも古く、弱い。南アフリカは今年の賛成から棄権に転じた理由がここにあると述べた。メキシコ、ブラジルの棄権した理由も同様と考えられる。賛成票を投じたエジプトとニュージーランドもこの観点から決議の不充分性を指摘した。(投票理由説明)

◆非核兵器地帯には一般的言及のみ

非核兵器地帯の追加設置に言及した主文第13節は09年の決議にはない新条項であり、その意味では評価しうる。しかし条文は「最終文書」の引き写しである上、最終文書が強調した「中東」への言及はない。これはイスラエルを擁護する米国に配慮したものと思われる。中東と並んで地帯設立の意義が大きい、北東アジアの一員である日本として表明されてしかるべき具体的主張も見られない。

以上のように、日本決議の最大の問題点は「広い支持を得る」という大義名分の下で、その実は米国の核の傘への配慮によって核軍縮への具体的意思が曖昧にされていることである。逆に決議は、日本もその一員である核兵器国と同盟関係にある非核兵器国としての立場を活用しながら、核軍縮に实际的、効果的に貢献する立場に立って、主張を組み立てているわけでもない。9月の「外相共同声明」でせめても追求できたこの立場が、より広い支持を目指す国連決議においても言及されなかったのは当然のことといえよう。

「日本決議」の持つこのような守旧の立場が、広範な支持につながっているという側面は無視できない。しかし、そこに留まる限り新しい局面は開かれられないということこそが今問われているはずである。


具体的に、核軍縮にこだわるNAC

一方、核軍縮の加速という主張を今年も鮮明に打ち出したのが新アジェンダ連合(NAC)提案の決議⁵である(3ページ・資料2に全訳)。提案説明でNACは、5月NPT再検討会議の

成果の試金石は「1995年と2000年の会議でなされた約束が履行されるか否かにある」と述べた⁶。文面は95年「中東決議履行」を前文と本文9節で強調していることを除けば、NAC決議としての新規性は少ない。しかし、包括的核実験禁止条約(CTBT)にさえ言及せず、NPT再検討会議の合意を基礎とした具体的な行動目標を明示するという姿勢を徹底して貫いていることにこそNAC決議の特長はある。米国は今回もNAC案に反対票を投じた。その理由としては4つが上げられている。①イスラエルを名指しにしていること、②イランのNPT違反に言及がないこと、③NPTの「三本柱」のバランスを欠いていること、そして④FMCT交渉に触れていないこと、である。しかし、これらは上記のような決議の本質をはぐらかす、「ためにする議論」と呼ぶべきであろう。

核なき世界への気運をしぼませるな

09年に示された「オバマ・ビジョン」は、2010NPT再検討会議における10年ぶりの最終文書合意の原動力であった。ところが、当の米国に目をやれば「オバマ・ビジョン」は深刻な試練に立たされている。決議採決の1週間後に行われた中間選挙でのオバマ政権与党・民主党の大敗を契機に、放置すれば、国際社会には再び「いつものやり方=business as usual」に回帰しようとする力学が台頭してくるであろう。

このような問題意識にたって、日本決議、マレーシア決議そしてNAC決議を比較したとき、時代の歯車を逆転させようとする勢力にもっとも大きな「ついている隙」を提供するのが日本決議であることは明白である。逆風が強まろうとしている今、日本市民が自らの政府の姿勢を正すことを通して国際社会に貢献するために果たすべき役割は、ますます大きい。(田巻一彦) 

注

- 1 10月27日外務省記者発表。www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1027_04.html
- 2 本誌第362号(10年10月15日)、第363号(10年11月1日)に全訳と論評。
- 3 「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」(A/C.1/65/L.50)。
- 4 各国の投票理由説明は次のサイトで決議番号から検索できる。
www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com10/resolutions.html
- 5 「核兵器のない世界へ核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(A/C.1/65/L.25)。
- 6 アイルランドによる提案説明。4と同じ。

【資料1】核兵器完全廃棄に向けた団結した行動

2010年10月15日提出、10月26日採択
A/C.1/65/L.43

提出時の共同提案国：アフガニスタン、アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コンゴ共和国、コスタリカ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ドミニカ、エルサルバドル、エストニア、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イラク、イタリア、日本、カザフスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モンテネグロ、ネパール、オランダ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スワジランド、スイス、東チモール、ウガンダ、米国、ジンバブエ

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するとの見地に立ち、かつ核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実際的かつ効果的な措置をとること、またこれに関連した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2009年12月9日の決議64/47を想起し、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、核戦争と核テロリズムを防止するためあらゆる努力が払われるべきであることを確信しつつ、すべての加盟国がいかな

る時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進は相互に強めあうものであることを再確認し、

また、核軍縮におけるさらなる前進が、核不拡散のための国際レジームの強化に貢献し、そのことがとりわけ国際の平和と安全のために不可欠であることを再確認し、

さらに、核不拡散条約(NPT)^{*}が、国際的な核不拡散レジームにおける礎石として、また核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用という同条約の三本柱を追求するための不可欠な基礎として果たしている、決定的な役割を再確認し、

2010年5月3日から28日にかけて開催された核不拡散条約加盟国による再検討会

議の成功と成果を歓迎し、同会議において採択された行動計画^{*}の完全履行の必要性を再確認し、

また、原爆投下65周年を記した国連事務総長の広島及び長崎訪問を歓迎し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合に留意し、

2010年4月8日の戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の調印を歓迎し、

フランス、英国、米国が全備蓄核弾頭に関する情報公開を最近行ったこと、並びにロシアが保有核兵器に関する情報を更新したことが透明性向上と相互信頼の向上に資するものであることに留意し、このことに関連して2010年再検討会議が5核兵器国によるフォローアップ会合の2011年パリでの開催を宣言したことに留意し、

拡散ネットワークの拡大を含めた大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散の危険が増大していることに深い懸念を表明し、

加盟国の共通の目標である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用と並ぶ核保安の重要性を認識し、核保安の強化と核テロリズムの脅威削減に大きく貢献した、2010年4月12日と13日に開催された核保安サミットを歓迎し、

また、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)による2006年10月9日及び2009年5月29日の核実験実施声明に関する2006年10月14日の国連安保理決議1718と2009年7月12日の決議1874、並びにこれら決議がDPRKはいかなる状況においても、核不拡散条約の下での核兵器国の地位を有し得ないことを宣言したことを認識し、

1. 核不拡散条約のすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. また、核不拡散条約の普遍化の死活的な重要性を再確認し、同条約に未だ加盟していない国連加盟国の全てに対し、速やかかつ無条件に非核兵器国として同条約に加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約の全ての条項を遵守し、同条約を支持するための実際的な措置をとるよう求める。
3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成

するという核兵器国による明確な約束を再確認する。

4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的措置を通して、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。

5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。

6. 核軍縮と核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを確認する。

7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約を早期に発効し、完全履行し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励する。

8. 包括的核実験禁止条約^{*}を未だ署名、批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名、批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすこととみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。

9. 軍縮会議(CD)2011年会期における核分裂性物質禁止条約交渉の開始と早期妥結を求め、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、いかなる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の製造に関する現行のモラトリアムを維持することを宣言するよう求める。

10. 核兵器国に対し、いくつかの核兵器国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際的安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう求める。

11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減するよう求める。

12. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984

を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。

13. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励する。

14. 全ての加盟国に対して、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止並びに阻止し、核兵器を否認するために約束された諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

15. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定を、1997年にIAEA理事会が承認した、保障措置の適用のために加盟国とIAEAが締結する同協定のモデル追加議定書の普遍化を強く奨励しつつ、同協定を未だ締結、履行していない加盟国による締結、履行を含む同協定の普遍化の重要性と決議1540を含む関連安保理決議の全面的履行の重要性を強調する。

16. 脆弱な核物質及び放射性物質の保安を確保するためのあらゆる努力を奨励するとともに、全ての加盟国に対して、必要に応じて能力育成分野を含めた援助の要請と提供を行いつつ、国際社会としての核保安の前進のために協働するよう要請する。

17. 全ての加盟国が、軍縮及び不拡散教育に関する国連事務総長による報告^{*}に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の実現を支え、各国が着手しているこの目的における努力に関する情報の自発的な交換を行うことを奨励する。

18. 核軍縮と核不拡散の促進において市民社会が果たす建設的役割を推賞し、さらに奨励し、全加盟国が市民社会と協力して軍縮及び不拡散教育を促進することを奨励する。これらは、とりわけ、核兵器使用の悲劇的結果に対する公衆の関心を喚起し、核軍縮及び不拡散促進のための国際的努力の気運を高めることに貢献する。

19. 第66回国連総会の暫定議題に「核兵器完全廃棄に向けた団結した行動」と題された項目を含めることを決定する。

(訳:ピースデポ)

^{*}印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

【資料2】核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2010年10月15日提出、10月26日採択
A/C.1/65/L.25

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

総会は、

2009年12月2日の決議64/57を想起し、核兵器使用の可能性によって人類がさ

らされている脅威を、繰り返し憂慮し、

核軍縮と核不拡散は、相互に強化しあう過程であり、これら両方における緊急かつ後退しえない前進が求められていることを再確認し、

核不拡散条約(NPT)^{*}加盟国による1995年の再検討・延長会議で採択された、「条約再検討プロセスの強化」、「核不拡散及び核軍縮の原則と目的」及び「核不拡散条約の延長」と題された諸決定と中東決議、並びに2000年再検討会議の最終文書を想起し、

とりわけ、すべてのNPT加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよ

う、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束を想起し、

包括的核実験禁止条約^{*}の早期発効が、核軍縮及び核不拡散の目標への前進のために引き続き死活的に重要であることを認識し、最近のマーシャル諸島、中央アフリカ共和国及びトリニダード・トバゴによる同条約の批准を歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書が、とりわけ非核兵器地帯の設立が世界及び地域の平和と安全を促進し、核不拡散レジームを強化し、そして核軍縮の目標実現に貢献するとの確信を強調したことを想起し、

4ページ下段へ続く→

沖縄ヘリパッド移設候補地の半分は不適切 軍事優先で生物多様性を壊す

高江ヘリパッド建設問題とは

沖縄本島北部の高江区は、「やんばるの森」に位置する小さな集落である。固有種などの希少生物が数多く生息するこの森には米海兵隊の北部訓練場があり、現在、場内に22か所のヘリパッド(ヘリコプター離着陸帯)が存在する。96年12月のSACO合意にて、北部訓練場の過半返還の条件として、ヘリパッドを返還予定区域から残余区域に移設することが決定された。数回の環境アセスメントを経て、06年、移設候補地6か所が選定され、高江集落を囲むように新たなヘ

リパッドが建設されることとなった(図1参照)。

しかし、新たにヘリパッドが建設されれば、訓練の集中に伴う騒音や事故の危険性が高まるなど生活環境が悪化し、また貴重なやんばるの森の環境破壊につながるなどから、住民の多くはこの事業に反対している。ところが07年7月、建設工事が開始されたことに対し、住民は「ヘリパッドいらぬ住民の会」を結成し、座り込みが続けられている。それによりヘリパッドは建設されず、返還予定地域の返還もされていない。08年11月には住民の会のメンバーに対

→3ページから

2010NPT再検討会議の最終文書が、非核兵器地帯が現在、存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯設立のための協調した努力の出発となることへの希望を表明しつつ、非核兵器地帯の追加設立を奨励したことを認識し、

2010年NPT再検討会議が、1995年中東決議の全面履行のための具体的措置を合意したことに満足をもって留意し、

2010年4月30日に、非核兵器地帯条約加盟国及びモンゴルによる第2回会議が開催されたことを歓迎し、同会議の成果文書*に留意し、

また、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の交渉妥結と署名、並びに、2010年NPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器のさらなる削減を実現するための後継措置に関する協議継続を奨励したことに留意しつつ、また、核兵器国が透明性、検証そして不可逆性という基本的原則に従って効果的な核軍縮措置をとる必要性を強調し、当事国であるロシア及び米国による同条約の早期妥結と全面履行の誓約を歓迎し、

さらに防衛目的にもはや必要としないと判断されたプルトニウムの管理と廃棄に関するロシアと米国の間の協定、並びに、両国が検証措置に関する法的拘束力を持つ協定を国際原子力機関(IAEA)との間で締結することを誓約したことを歓迎し、

2010年NPT再検討会議が、核兵器の全面廃棄が核兵器の使用を防止するための唯一の絶対的保証であること、及び明確かつ法的拘束力を持つ安全の保証を核兵器国から受けることに関する非核兵器国の正統な関心を再確認し、認識したことを想起し、

1. 2010年NPT再検討会議が、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用、中東、とりわけ1995年中東決議の履行に関する後継措置を盛り込んだ実質的最終文書を採択したことを歓迎する。
2. とりわけ、同再検討会議が、NPTの目的に

従い、すべてにとってのより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを決議したという事実を歓迎する。

3. 核兵器のいかなる使用によっても破局的な人道的結末がもたらされることに対する深刻な懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを歓迎する。

4. さらに、NPT再検討会議が核兵器国に対して相互信頼を増進するために透明性をさらに向上させることを求め、この件に関する最新の肯定的な進展を多とし、すべての核兵器国に対してこれに関連する行動を早期にとるよう求めたことを歓迎する。

5. 2000年NPT再検討会議の最終文書*が合意した、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を含む実際の措置が引く続き有効であることを再確認したことを歓迎する。

6. 2010年再検討会議において、核兵器国が、2000年再検討会議最終文書*に示された核軍縮のための措置の具体的進捗の加速と、2015NPT再検討会議準備委員会の2014年会期に先立って実質的な進捗を達成することを保証するとの見地に立った速やかな関与を誓約したことの重要性を強調し、核兵器国が2010再検討会議で採択された核軍縮行動計画の下での誓約履行に関して定期的に報告を行うことを奨励する。

7. 核兵器国が、あらゆる種類の核兵器を、配備・非配備を問わず、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じ、削減し究極的に廃棄するためいっそうの努力を行うことを誓約したことに、満足をもって留意する。

8. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証し、核軍縮に関連する適切な検証能力

の開発を支援する、さらなる措置をとることを奨励する。

9. すべてのNPT加盟国に対して、1995年再検討・延長会議*で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて努力するよう求める。また、国連事務総長及び1995年決議の共同提案国並びに他の関連する諸国及び組織が、これに関して2010年再検討会議で合意された具体的措置の履行に向けた必要な準備を行うよう求める。

10. NPTとその普遍化が核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割と、同条約加盟国のすべてが自らの義務を尊重することを引き続き強調する。

11. また全ての加盟国が、核軍縮と核不拡散に関連するあらゆる誓約を全面的に履行し、これら目的に反する、あるいは新しい核軍拡競争のつながる可能性のあるいかなる行動もとらないよう求める。

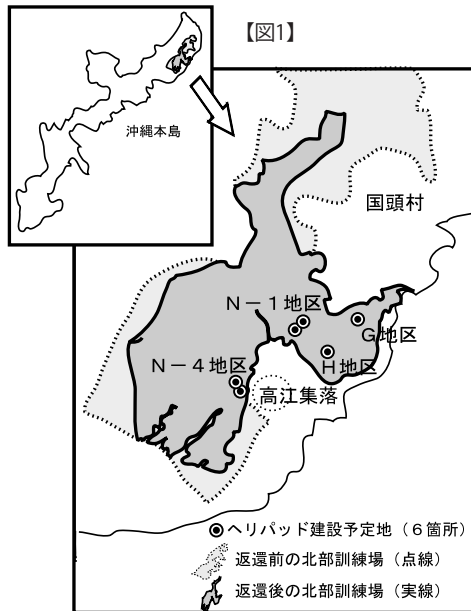
12. すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう繰り返し求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟することを求める。

13. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するとの見地から、すべての核兵器と現存する核プログラムの放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を履行し、早期にNPTとIAEA保障措置の遵守に復帰するよう求めるとともに、6か国協議への支持を再確認する。

14. 第66回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

(訳：ピースデポ)

*印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。



し、沖縄防衛局が通行妨害禁止処分を那覇地裁に申し立て、現在審尋中である。

情報公開請求の経緯

「さい塾」(代表:梅林宏道、ピースデポの1プロジェクト)では、この事業は日本政府が事業主であるが、日米両政府の綿密な協議の下で行なわれていることから、米情報公開法を活用し米軍文書の請求を行った(08年8月)。請求内容は、①建設予定地の選定過程および選定理由を示す文書、②建設・移設工事、およびヘリコプター運用に対する環境影響アセスメント文書、であった。しかし、09年3月、私たちの請求を全面拒否する回答があった。この極めて異常な経緯について09年6月、「さい塾」として記者会見を行なった¹⁾。

その後異議申し立てをした結果、この回答は不当であると判断され、公開手続きが再開された。10年2月、全202ページ(一部不開示含む)の文書が公開され、今回、この文書と、那覇防衛施設局作成「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価図書」(07年2月。以下、政府評価図書)との比較分析を行い、最終選定地6か所のうち3か所は候補地として不適格であることがわかった。

開示文書の分析

以下の分析に必要なのでまず、政府の移設候補地選定過程で用いられたメッシュ調査について説明する。

その手法とは、移設対象の地域を180のメッシュ(620m×460m)に分け、各メッシュの「自然度の総合評価」のランク付けを行うものである。ランクは「自然度の総合評価」が高い順にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとし、ⅠとⅡの区域は移設対象から除外する方針がとられた。「自然度の総合評価」は、「動物」(生息するやんばる典型種²⁾の出現種数)と「環境」(樹齢、河川と高木林の面積割合、地形の複雑さの3要素)の2項目を総合して行われている。「自然度の総合評価」はやんばる典型種をはじめ希少生物の生息環境の保護を主目的にランク付けしていると解釈される。「自然度の総合評価」のランク付けと「動物」「環境」評価との関連を表1に示した。

【表1】「自然度の総合評価」
(「政府評価図書」より)

総合評価	評価基準
Ⅰ	「動物」1
Ⅱ	「動物」2 「環境」1
Ⅲ	「動物」3 「環境」2
Ⅳ	「動物」4 「環境」3
Ⅴ	「動物」5 「環境」4、5

選定過程では、当初移設先として米軍が要請したと思われる5地区7か所に、このメッシュ調査とその他要素を勘案して選ばれた6地区8か所の計11地区15か所の中から、最終的な6か所が決定された。

分析(1)ランク付けの欠陥

「自然度の総合評価」の手法には看過できない曖昧性がある。たとえば、「環境」の3要素のうち樹齢の項目は、やんばる典型種の生息に適する大径木の分布の定量化のため、樹齢A(70年以上)、B(60~69年)、C(50~59年)など、樹齢分布によってランク付けを判断した。ところが、メッシュ調査が行われたのは2000年4月~2001年10月であることを勘案すれば、それから10年経過したいま、樹齢でB評価のメッシュはA評価になる。3要素のうち1つでもA評価があれば「環境」評価が1となることが定められている。

選定された6か所のうちN-4.1、N-4.2はこのケースに該当し、「動物」評価3であるが、現在は環境評価1となる。ところがこの場合、表1に見る通り、総合評価の判定をどうするかが与えられていない。しかし、次のように考え私たちは移設候補地から除外すべきであると考えている。

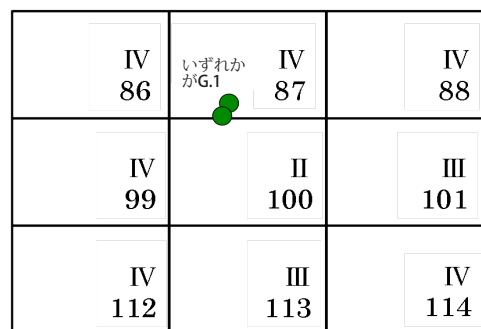
「動物」評価3とは、調査時点での「やんばる典型種」の出現種数(観測されたか否か)により評価され、偶然性に支配されやすい。それを補うために「環境」評価が考慮されている。つまり、「環境」評価は、偶然性に左右されず、継続的な希少生物の生息に適した環境を示す指標である。したがって、「動物」評価が3であっても「環境」評価が1である区域は保護の対象とすべきである。

分析(2)メッシュ調査の機械的適用の欠陥

次に、政府の手法を受け入れたとしても、選定が不適切である例を示す。

移設候補地だった計11地区15か所のうち、最終的に選ばれた6か所と、残る9か所について、候補地がメッシュのどのような場所に位置しているかを比較した。

【図2】移設候補地G.1周辺のメッシュ拡大図



小さい1長方形がメッシュ1つを、円形がヘリパッドを表す。右の時計数字はメッシュの自然度総合評価、番号はメッシュ番号を示す。

【表2】最終選定6か所の隣接メッシュとの位置関係

最終選定か所	環境評価ランク
G.1	Ⅳにあるが南側のⅡのメッシュに極めて近い
H.2	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当
N-1.2	Ⅳにあり、手法上はほぼ妥当
N-1.3	Ⅳにあり、北側メッシュに近いがそれもⅣ、故に手法上はほぼ妥当
N-4.1	Ⅲにあるが西側のⅡのメッシュに極めて近い
N-4.2	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当

「人道法コミュニティ」が 核兵器を包囲する

高原 孝生

明治学院大学国際学部 教授、ピースデポ理事

5月10日のパネルディスカッション(N.Y.)

「あなたの言っていることは、あなたの信条の表明としてはわかります。ですが私たちはその信条体系を解体すべきだと言っているのです。」ソフトだが毅然とした語り口だった。「安全を追求するために、なぜ核兵器しか手段がないと最初から決めつけるのでしょうか。」声の主は、元国連軍縮研究所長でモンレー研究所不拡散問題研究センター所員のパトリア・ルイス博士。相手はブッシュ政権で国務次官補(国際安全保障・不拡散担当)をつとめたスティーブン・ラドメーカー氏である。

今年のNPT再検討会議のさなか、5月10日の昼下がり、国連本部の会議室で興味深いパネルディスカッションがあった。スイス政府がスポンサーとなって米国カリフォルニア

のモンレー研究所に委託した「核兵器を非正統化する」というプロジェクトの報告書が披露され、議論が交わされたのである。報告書の内容は、タイトル「核兵器を非正統化する：核抑止の妥当性の検証 Delegitimizing Nuclear Weapons: Examining the Validity of Nuclear Deterrence」が示すとおり、一般に核兵器の存在を正当化・容認する際の論拠となっている「核抑止」という観念の現実妥当性について深刻な疑問を投ずるものだった。

パネリストには報告書の著者としてルイス博士に加えて歴史家のウオード・ウイルソン氏、さらにスポンサーのスイス外務省から核軍縮タスクフォースのリーダーであるクリスチャン・ショーンバーガー氏が並び、これにいわばディスカッサント役として核抑止論者のラドメーカー氏が加わっ

→5ページから

まず、一例として移設候補地G. 1の場合を考えよう。その周辺のメッシュを図2に示した。図2で明らかのように、G. 1は自然度評価の高いメッシュに極めて近い位置にある。このように形式上は候補地として許されるメッシュにあっても避けるべき候補地がある。

最終選定された6か所について同様な考察をして表2にまとめた。その結果、G. 1とN-4. 1は「総合評価Ⅱ」区域の極めて近くに位置しており、環境保護の観点から避けるべき場所と解釈すべきであろう。

逆に、選ばれなかった残り9か所の中には、これらよりもより適している区域がある。表3はそれら9か所の状況を示したものである。表3を見ると、上記G. 1とN-4. 1よりも、N-2、N-3、N-5. 1、N-5. 2の方が候補地として妥当性が高いことがわかる。加えて、このうちN-3、N-5. 1、N-5. 2は選定された6か所のいずれよりも集落から離れている。

したがって、採択されている手法を前提にしても、選定されたG. 1とN-4. 1よりも、より妥当な地区が3か所も存在すると言える。

生物多様性よりも軍事が優先

【表3】 選定されなかった9か所の隣接メッシュとの位置関係

G.2	Ⅳにあるが南側のⅡのメッシュに極めて近い
I	Ⅲにあるが西側のⅡのメッシュに極めて近い
J	Ⅰにあり、候補地としては除外対象
K	Ⅱにあり、候補地としては除外対象
N-2	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当
N-3	Ⅲにあり、手法上はほぼ妥当
N-5.1、N-5.2	Ⅳにあり、手法上はほぼ妥当
N-6	Ⅳにあるが北側のⅡのメッシュに極めて近い

以上の分析(1)、(2)を総合すると、候補地として選定された6か所のうち半数となる3か所G. 1、N-4. 1、N-4. 2は、政府手法によっても候補地から除外されるべきものと結論づけられる。

やんばるの森の自然環境保護に反する、このような不適切な選定に至った理由は、米軍の訓練など作戦上の都合が、環境上の利益よりも優先されたからである。それは、公開された米軍文書や政府評価図書に端的に表れている。入手された米軍文書の中には、米軍が訓練と訓練上の安全を重視していることが明快に主張されている。また、政府評価図書では、選定されたすべての場所が、米軍の運用上の都合への配慮が行われたと説明している。

最後に、本調査の目的は、より適切なヘリパッド建設場所を求めることにはないことを断っておきたい。生物多様性が豊かに残っている数少ない地域の保護が優先され、住民生活の安全が確保されるためには、この地を米軍基地として使用すること自体の中止こそ正しい選択である。それを示すために、あえて政府手法自身の自己矛盾と軍事優先の実態を明らかにした。

なお、調査の詳細は「さい塾」ウェブサイトに掲載されている³。(阿部恵美子、梅林宏道)①

注

1 本誌331-2号(09年7月15日)参照。

2 ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ、オキナワトゲネズミ、ヤンバルクイナ、ケナガネズミ、アマミヤシギ、インカワガエル、キバラヨシノボリ、アオバラヨシノボリの9種。このうち下線のものは「やんばる固有種」

3 <http://www.saijuku.jp/site/report/index.html#05>

た。司会は国連軍縮部長のセルジオ・ドゥアルテ氏がつとめた。冒頭のルイス発言は、守勢に回ったラドメカー氏の「それでも小国にとっての有用性は残る、例えばパキスタンのような国は核を手放せないだろう」という趣旨のコメントに対するものである。

問われるべきは「核抑止論」

そもそも核軍縮・不拡散を議論する上で、核抑止論を批判的に検討せずにすむことはありえない。もし核兵器の固有の有用性(核兵器による格別の抑止効果)を一定なりとも認めるなら(「核兵器による攻撃を相手国に思いとどまらせるためには、こちらに核兵器が必要」)、核保有を一部の国のみ限定できなくなる。これから新たに保有しようとする国が、理由として核抑止力の必要を掲げたときに、それを否認

するのは難しくなるからだ。潘基文国連事務総長も指摘しているように、核抑止論は「伝染する」という性質を免れず、それを奉じることは、事故・誤発射等の危険を持續させるだけでなく、水平核拡散のベクトルが働き続けるのを容認することになる。

また、既に国際司法裁判所は1996年の勧告的意見において、核兵器の使用に加えてその威嚇も同様に、一般的に国際法に違反すると判断している。ところが核兵器の使用の威嚇こそ、核抑止という観念の中核にあるものだ。仮に抑止の対象を相手国からの核攻撃に限定するとしても、それを相手国に思いとどまらせるだけの規模の核による反撃をこちらが行えるよう、それなりの核戦力と攻撃意思とを準備しておくことが、核抑止が「信頼性」をもって成立するための条件だとされる。すなわち、「抑止」という受け身の印象を与

【資料】核兵器を非正統化する：核抑止の妥当性の検証

http://cns.mis.edu/opapers/pdfs/delegitimizing_nuclear_weapons_may_2010.pdf

要約

主たる所見(抜粋訳)

1. 核抑止、その正統性および有効性について

史実の検討から次のことが言える：

- 1945年に太平洋戦争を終結させるにあたり決定的だったのは、広島・長崎への原爆投下ではなく、8月8日のソ連参戦だった。
- 一般に信じられていることとは異なり、冷戦期に平和が維持されたのは核兵器のおかげだったという証拠は存在しない。
- 核兵器による威嚇が、通常兵器、化学兵器、生物兵器による攻撃を防止するという事実はない。核抑止が強力に働くべき状況においても、これまで戦争は起きている。
- 核兵器保有は、軍事力強化にほとんど寄与しない。実際の戦争で核兵器が決定的な優位を保有国に与えたことはない。
- 現実に核兵器が使用されたなら、核攻撃を受けた側がそれで屈服することはなく、むしろ抵抗を強めることになるだろう。
- 核兵器によって他国の安全を保障しても(いわゆる拡大抑止)、その国の核兵器所有欲求を放棄させられるかどうかはわからない。逆に他国の核兵器によって安全を保障されないからといって、必ず自らの核武装を追求するというわけではない。
- 核兵器の開発方法は既に知られてしまったのだから禁止しても無駄だ、という理屈が正しいなら、化学兵器、生物兵器、クラスター爆弾、対人地雷の禁止も無意味だということになる。条約で禁止するとしないうちは大きな違いである。
- 軍縮によって全体の核兵器数が少なくなると、一個一個の核兵器の重要性が高まってしまおうという懸念が表明されているが、その逆が正しい。ゼロに向けての核兵器削減に、核保有国が同意するとすれば、それは核兵器の有効性が再検討されるからであって、その場合、核兵器の個数は重要ではなくなる。
- 核兵器保有国が増加した世界の方が、核

兵器数と保有国の数が少ない世界より安定する、ということは現実にはありえない。

- 今日、核兵器はパワーの通貨でありステータスをもたらすとされる。しかし、明日には別の異質のステータス・シンボルがそれにとってかわることも、十分考え得る。

2. 法的枠組み

- 現行の国際人道法および国際慣習法の下では、核兵器の使用は禁止されている。
- 国際人道法は、戦場での兵器使用を制限するための規範を発達させてきた。今や、自然環境に対し、広範囲に長期にわたって深刻な破壊をもたらす兵器の使用は禁止されている。
- 国際人道法および人権法は、化学兵器、生物兵器、対人地雷およびクラスター爆弾と同様に、核兵器にも適用されるものである。
- 国際人道法の観点から取り組むなら、核兵器保有国に痛みをもたらさないような従来の軍備管理交渉とは異なって、核軍縮交渉は実質的な成果を生むものとならなくてはならない。
- 人道主義アプローチが求めるのは、あらゆる諸国が合意できる最少限ではなく、一部の国が同意しなくとも進められる実効性の高い成果である。

3. 核軍縮の達成

- 核兵器を非正統化するために最も重要な要因は、人々がこの問題に関心を向けることである。
- 最近の若者を動員したICANの活動やいくつもの優れたドキュメンタリーの制作は新しい動向だが、核廃絶のため本当に力のある地球規模の民衆運動は、まだ現れていない。
- 核兵器のない世界に向けて前進するための基本的な前提条件は、国際世論と政治的支持を動員し、核軍縮の過程を通じてそれを維持することである。
- 核軍縮をめぐる議論には、核兵器に批判的な軍人を呼び込むべきである。また現在核兵器の開発・生産に携わっている者が軍縮に貢献する道筋も考えられるべきである。

- 核兵器の非合法化と廃絶に至る核兵器禁止条約など、思い切った展望を提示することが、世論の強い関心と熱意を集める上で最も効果的だろう。
- 150以上の国々が核兵器開発を試みたことがないという事実を光を当てるといふ視角から、核時代の歴史を書き改めることができる。その際、発展途上国にとって重要で緊急な課題が従来は常に核兵器の議論の外に取り残されてきたこと、また非核地帯に入っている諸国や、能力がありながら核兵器を開発しないと決めた諸国、あるいは一旦は存在した核開発計画を放棄することにした諸国などからの観点が、そこに含まれるべきである。
- 核廃絶に意欲的な主要な核保有国と非核国とが同志的な国家グループを形成し、核不使用条約などについて、並行的に交渉を開始することができる。あるいは、それらの諸国がNPTの後継条約として、核兵器の使用と保有を禁止する地球規模の核兵器禁止条約を結ぶための交渉を呼びかけることも可能である。
- 旧式な方法や前例にこだわるより、達成できることをかちとるプラグマチズムが有効である。どんな経路をたどるかということよりも、結果が重要である。
- 市民社会と政府が核兵器廃絶に向けての決意を持ち続ける場合にのみ、核軍縮は成功するだろう。
- 予見しうる将来において、核兵器を配備・維持・更新するための財政的負担は、核軍縮の費用よりもはるかに巨額である。
- 軍縮の過程で、再検討、基準決定、監視および広範な社会的関与のプロセスが必要となる。
- 重層的なアプローチが必要で、さまざまなタイプのプレイヤーがさまざまなかたちで交渉に関与することが求められる。
- 今や、新たな議論を開始する時である。21世紀の国際安全保障にとって核抑止がはたして妥当な枠組みなのかどうかを検討すべき時である。
- まだ幸運が持続している今こそ、核兵器との決別に踏み出す時である。

(訳：高原孝生)

える言葉づかいとは裏腹に、他国を攻撃する意思と能力とを準備するという、明白に攻撃的な態勢をとることが、核抑止の基本的性質なのである。だとすれば、核抑止政策をとること自体が国際法違反ではないだろうか。

そうした核抑止論の問題性を包括的に論じた最近の著作では、ロバート・グリーン元英軍士官による『核抑止なき安全保障へー核戦略に関わった英国海軍将校の証言』という好著(かもがわ出版、2010)があるが、モンレー報告書の画期性は、米国のメインストリームに近いシンク・タンクから、根底的な批判が核抑止論に対して突きつけられたことにある。モンレー研究所(Monterey Institute of International Studies)は、とりわけ語学研修の大学院として有名であるが、軍縮教育の分野でも先端を行き、世界的に権威のある不拡散問題研究センター(James Martin Center for Nonproliferation Studies)を有する(所長:ビル・ポッター博士)。不拡散問題研究センターはワシントンにもオフィスを持ち、元高官を含む核不拡散・軍縮の専門家を何人も擁するシンク・タンクなのだ。

核抑止論批判といえば日本では科学者京都会議による検討が知られている。(例えば、湯川秀樹、朝永振一郎、坂田昌一編『核時代を超える』岩波新書、1968) 核時代に戦争を否定するパグウォッシュ会議の本来の流れを引き継ぐ朝永博士らの批判は、鋭く核抑止論の論理的破綻を指摘すると共に、核保有国の増加、ABMや小型核の開発という現実の進展にも着目して、核抑止が安定的にはたらくことはありえないとしており、今日にも妥当するものだ。核兵器の絶対的否定という湯川博士たちと同じ志向性をもった報告書を、人道主義の観点からこの時点でモンレー研究所が世に問うたことの意味するところは大きい。

報告書の所見は前ページの囲みに示すように冒頭で列挙されている。(訳出にあたっては渡植貞一郎氏の翻訳を参考にさせていただいた。本文の内容にもとづいて字句を筆者が補い、意識をおこなった部分がある。) 本文では歴史的な検証と国際法の観点からの検討という、二段階にわたる核抑止論批判が展開されており、さらに第三の柱として、核兵器の非正統化のための方策を考察した章が付されている。

史実に照らして

歴史的検証の部分で中心的役割を果たした著者のウイルソン氏は数年来、広島・長崎への原爆投下が日本の指導者の戦争継続意志に与えた実際の効果に疑問を投げかけると共に、冷戦期における核兵器の役割の再検証を唱道している。アジア太平洋戦争の終結において決定的だったのはソ連参戦だというウイルソン氏の強調する知見自体は、歴史学者、とくに日本の研究者にとっては、必ずしも目新しくない。しかし、原爆のおかげで戦争が早く終わったという神話は、米国にとどまらず多くのアジア諸国、そしてこの日本でも再生産され続けているのが現状であるから、それが史実に反するというをあらためて確認することには、それなりの意義があると言えよう。

さらに報告書は、核兵器があったから冷戦期に平和が守られた、という信仰ともいべき観念を、史実の裏付けを欠くとして繰り返し批判している。核兵器があったにもかかわらず冷戦期にはいくつもの戦争が戦われた。冷戦後、ソ連のかつての戦争計画は皆、先にNATO側が攻撃をかけてくることを前提としていたということが明らかになった。だと

したら、NATOの核兵器は何を抑止していたと言えるのだろうか。そもそも米ソ間に戦争が起きなかった理由を核兵器の存在、ないし軍備のバランスのみに求めようとする事自体が、とらわれた狭い見方ではないのか、と報告書は疑問を投げかける。冒頭に紹介したパネル・ディスカッションでのやりとりは、まさにこの点をめぐるものであった。

人間の観点から

国際法の観点からの検討を行った部分では、まず、戦時国際法、国際人道法による兵器規制の伝統をふりかえり、核兵器が国際法違反の兵器であることを指摘している。このことも日本人には目新しい指摘とは言えないが、おそらく米国の読者には、また別の印象があるだろう。注目したいのは、核問題を人道の観点からとらえるというアプローチを報告書が積極的に提唱し、それが従来の軍備管理論とは異なった新しい地平を切り開くはずだと主張している点である。

5月10日のシンポジウムでは、スイス外務省のショーンバーガー氏が、NPT全体会議でのカルミレー外務大臣の演説を引用しながら、はっきりと「核兵器は使えない兵器である。違法であり、不道徳だ(illegal and immoral)」と断じた。これらは「非人道的」という言葉と共に、用語として非常に強い。スイス政府のこうした明確な姿勢と軌を一にするものとして、報告書が「歴史的」だと評価する四月二十日のヤコブ・ケレンベルガー赤十字国際委員会総裁の声明があった。総裁は核兵器の非人道性と人類の存続自体を危うくするほどの破壊性とにかくがみ、それが絶対に使用されることがないと保証するよう諸国に訴えたのだった。NPT再検討会議の最終文書で、新たに核兵器禁止条約と核兵器の非人道性が言及されたことは、この「人道主義のアプローチ」が無視できない流れになりつつある兆しと見ることもできるだろう。

それはルイス博士が所長を務めたジュネーブの国連軍縮研究所(UNIDIR)の「人道主義のアクションとしての軍縮」プロジェクトの所見に通じるものだ。「安全保障を人間の観点からとらえなおすこと」が、実際に対人地雷やクラスター爆弾、小火器の禁止・規制をかちとるのに有効だったという事実を、報告書は指摘する。そうした成果をかちとった「国際人道法のコミュニティ(志を同じくする市民、NGO、国際組織、そして一定の国の政府)」は「軍備管理・不拡散のコミュニティ」とは異なって、「人命を守ることに焦点を当てるという点に顕著な特徴があり」、そのプラグマティックな発想と行動に「核軍縮の進展を真剣に望んでいる人々は大いに注目すべき」だと、報告書は述べている。

報告書は核抑止論批判にとどまらず、核兵器を非正統化するための現実的な方策として当面どのようなことが考えられるかに、最後の三分の一のページをあてている。核兵器禁止条約の交渉開始や、軍縮の進行をモニターし核廃絶に向けて軍縮を推進する機関の設立、対人地雷のケースなどを参考にした国際キャンペーン活動など、これまでにエバンズ=川口委員会などが提案したものも含め、具体的な提案がいくつもなされている。

破局が訪れる前に核廃絶を実現しなくてはならない、その方向に政策決定者を動かすために、広範な市民の関心を喚起し、持続させなくてはならないと、報告書は強調してやまない。(見出しは編集部) **M**



石垣 昌宏さん
パラマウント ピクチャーズ
ジャパン

核時代の現実を より多くの人が 知るきっかけに

『カウントダウンZERO』の来年春の全国公開に向けて、いま、より多くの方々に観ていただけるよう、広報活動を行っています。この映画は、地球温暖化について世界的に警鐘を鳴らしたドキュメンタリー、『不都合な真実』のローレンス・ベンダー氏が製作し、現在の人類がおかれた核の危機について強くメッセージを発しています。

09年4月、オバマ米大統領がプラハでの演説において、「核兵器のない世界を目指す」ことを表明し、今年8月の広島平和記念式典には、初めて米政府代表としてルース駐日大使が、また国連の代表として潘基文事務総長が出席しました。このように「核兵器のない世界」を求める機運が高まる一方で、この映画では、知られざる核の脅威が私たちの身に迫っており、核兵器ゼロへ向けた意識を目覚めさせる必要性を訴えています。

『カウントダウンZERO』は、ジョン・F・ケネディ元米大統領の「我々は、糸で吊り下がった核の下で生きている。その糸は、事故・誤算・狂気で切断される。戦争兵器は滅ばされなければならない。我々人類が滅ばされる前に」という言葉を軸に、ゴルバチョフ元ソ連大統領、カーター元米大統領、ブレア元英首相、元CIA工作員や国際的な専門家、核物質を扱う闇商人など様々な視点による衝撃の証言と映像により、核兵器ゼロがいかに人類にとって喫緊の課題であるかを伝えています。中でも、「90年代のロシアでは、ウランよりジャガイモの方が嚴重に管理されていた」という、たとえ冗談でも笑えない証言や、旧ソ連諸国などで、ごく普通の労働者が非常に簡単に核物質を盗み出し、転売していたことなどとてもショッキングな事実です。

来年の公開に先駆けてこれまで試写会を行ってきていますが、10月20日には、国会議員会館にて、議員試写会を行いました。前原誠司外務大臣や、「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本」の河野太郎会長、稲見哲男事務局長にご挨拶をいただき、多数の議員の方々に観ていただきました。また、10月27日には、六本木ヒルズで開催された、東京国際映画祭にて先行上映を行いました。

この映画は、これからの時代をつくる、若い世代の方に特に観ていただきたいです。また、ジャーナリストの方でしたら、それぞれ影響力のある媒体を持っていらっしゃるでしょうし、アーティストだったら自分たちの作品を通してということの中で、この映画が伝えようとしているメッセージを広げていただけたらと思います。これまで、秋葉忠利広島市長や田上富久長崎市長をはじめ、日々、核廃絶へ向けて取り組まれている様々な方々からコメントを頂いています。輪を広げていけるかなと感じることのできるようなコメントが集まってきているので、これをもっと広めたいと思っています。そして何かしらのかたちで今後の動きにつながっていったら意義あることと思います。

今、考えているのは、世界の核兵器の数が2万3千ということも知らなかったし、それがどれくらいなのかというのが、ピンとこない、という部分を何かわかりやすく表現できるような企画です。たとえば、2万3千個のドミノを倒すとか、2万3千個のキャンドルを消していき、最後は秋葉市長と田上市長に消してもらおう、というようなことが実現できたらすごくいいですね。意外とシンプルなものの方が伝わりやすかったりしますよね。

核の問題が「自分に関係ない」ことではない、ということや説教臭くならないように、難しいことだと思われぬように伝えていくということが大切だと考えています。『不都合な真実』の公開の時は、アル・ゴアさんの来日があったり、映画のメッセージがエコというブーム感と理想的にリンクしていきました。そういった流れで核廃絶への機運をさらに高めていくことができれば、この映画の公開が、何かの役割を果たせることにつながっていくと思います。この映画の衝撃性やテーマを感じた学生や若い人たちが、自分で何かを考え表現し、「核兵器ゼロ」というメッセージを発信してもらおうといった現象が起きていくと嬉しいですね。そして、この映画をより多くの人たちに観てもらおうことで、核問題に取り組んでいる方々が活動される上での追い風となるような反響が返ってくることを願っています。

(談。まとめ、写真：塚田晋一郎)

いしがき・まさひろ

1964年生まれ、東京都出身。「パラマウント ピクチャーズ ジャパン」
宣伝プロデューサー。

※「ZEROキャンペーン」実施中！
（「核兵器廃絶＝ZERO」への意思表示クリック）
あなたも、まずクリックしてください！
<http://blog.to-zero.jp/cp/>

映画『カウントダウンZERO』
2011年<春>全国公開！

監督：ルーシー・ウォーカー
製作：ローレンス・ベンダー
配給：パラマウント
ピクチャーズジャパン
上映時間：1時間29分

『不都合な真実』のスタッフが、
再び人類に警告する
“今そこにある地球の危機”



日誌

2010.10.21~11.20

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子、宮野史康

APEC=アジア太平洋経済協力会議/CTBTO=包括的核実験禁止条約機関/DOD=(米)国防総省/IAEA=国際原子力機関/LANL=ロスアラモス国立研究/ICBM=大陸間弾道ミサイル/LEU=低濃縮ウラン/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/START=戦略兵器削減条約/UNESCO=国連教育科学文化機関/WP=ワシントン・ポスト

- 10月22日 英国防省、原潜がスコットランドのスカイ島沖合で座礁したと発表。
- 10月22日 菅内閣、武器輸出三原則見直しを議論していくとする答弁書を閣議決定。
- 10月25日 菅首相とシン印首相、東京の首相官邸で会談。原子力協定の早期の交渉完了を促すことで一致。
- 10月26日 国連総会第1委員会、日本主導の核軍縮決議を採択。(本号参照)
- 10月26日 米CBSテレビ、空軍基地配備のICBM50基が、コンピュータの故障で一時、発射不能になったと報じる。
- 11月2日 キャメロン英首相とサルコジ仏大統領、核兵器関連施設の共同利用や軍事協力の拡大に関する2つの条約に署名。
- 11月2日 金泰栄韓国国防相、北朝鮮の核融合実験について、「基礎的な水準のものは始まった」と述べる。
- 11月2日 米中間選挙投票。下院と州知事で共和党が過半数を大きく上回る。
- 11月6日 日米政府が「核セキュリティ」協力強化のため、実務者作業部会の新設で最終調整を進めていることが判明。
- 11月8日 オバマ米大統領、ニューデリーでシン印首相と会談。議会での演説で、同国の国連安保理常任理事国入りを支持。
- 11月8日 ネタニヤフ・イスラエル首相、イランの核開発を阻止するため、武力行使も辞さない強い決意を示すべきだと主張。
- 11月8日 IAEAの天野事務局長、国連総会で年次報告。北朝鮮の核開発は「深刻な懸念であり続けている」と指摘、イランは保障措置への

協力が不十分だと述べる。

- 11月8日 CTBTO、ヨルダンで核実験を想定した査察訓練を実施。
- 11月11日 オバマ米大統領と李明博韓国大統領が青瓦台で会談。6か国協議再開の条件として、非核化への真剣な姿勢を示すよう北朝鮮に求めることで一致。
- 11月11日 オバマ米大統領、ソウルのヨンサン米軍基地で演説。米韓同盟は「かつてないほどに強固だ」と北朝鮮を牽制。
- 11月12~14日 広島市でノーベル平和賞受賞者世界サミット。受賞者6人、13団体が出席。14日、宣言を採択し閉幕。
- 11月13日 菅首相とオバマ米大統領、横浜市で会談。核軍縮・不拡散に関する共同文書を発表。
- 11月13、14日 APEC首脳会議、横浜市で開催。「横浜ビジョン」などを採択。
- 11月15日 クリントン米国防務長官とゲーツ国防長官、WPに連名で寄稿し、新STARTを年内に批准するよう上院に求める。
- 11月16日 新STARTに関し政府との交渉窓口だった、共和党上院ナンバー2のカイル院内幹事が年内批准反対の声明発表。
- 11月17日 米オバマ政権、核兵器近代化のための予算を今後5年間で41億ドル増額すると発表。
- 11月18日 オバマ米大統領、新STARTの上院批准承認に向け、共和党に超党派の協力を呼び掛ける。
- 11月18日 米政府が「核燃料バンク」設立決議案を、12月のIAEA理事会に提出することが判明。
- 11月18日 UNESCOのボコバ事務局長、「核兵器なき世界」に教育を通じて貢献すると表明。
- 11月19日 NATO首脳会議、リスボンで開催。欧州全域のMD構築や、戦術核維持の方針などを含む「新戦略概念」を採択。
- 11月19日 米セキュリティソフト会社シマンテック、イランに感染が集中しているウィルスが、遠心分離機の誤作動を起こすのに最適な設計であることを明らかに。
- 11月20日 メドベージェフ・ロシア大統領、欧州MDに、条件付きで協力の意欲を示す。
- 11月20日 ヘッカーLANL元所長、北朝鮮訪問報告を公開。担当者は2千基の遠心分離機をLEU製造用に稼働させていると説明したとする。

沖縄

- 10月21日 北沢防衛相、在沖海兵隊グアム移転の14年完了の先送りを日米で確認する可能性を示唆。
- 10月26日 民主党県連、岡田幹事長と会談、県知事選で独自候補擁立を断念し自主投票の方

<お詫び>

前号で、今号が「合併号」であるとの予告を失念しました。ご心配をおかけし申し訳ありませんでした。(編集部)

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポ

総会イベントのご案内

日時・場所が決定しました。

まずは手帳にメモを!

2011年2月26日(土)

午後2時~4時半(1時半開場)

日本青年館・501号室

(JR「信濃町駅」より徒歩9分)

地下鉄銀座線「外苑前駅」3番出口より徒歩7分)

※総会は、翌27日(日)午前です。

針決定。

- 10月27日 伊波氏、県知事選の選挙公約発表。普天間県内移設反対を明記。
- 10月28日 仲井真氏、県知事選の選挙公約発表。普天間の「県外移設の実現を求める」と明記、振興策を強調。
- 10月30日 防衛大綱見直しに向け防衛省が南西諸島方面への陸上自衛隊配備を2000人規模で想定していることが判明。
- 10月31日 オスプレイ配備予定の米ハワイ海兵隊基地で、沖縄では実施されていない環境アセスが進められていることが判明。
- 11月1日 米海軍バージニア級原潜「ハワイ」、ホワイチビーチに寄港。バージニア級原潜の沖縄寄港は初めて。
- 11月9日 普天間代替施設建設に伴うキャンプ・ジュワブの建物整備が完了、日米合同委員会、米側への提供を合意。
- 11月15日 政府、日米防衛協力指針改定を視野に、日本有事の際の防衛協力を具体化する実務者協議を年内開始の方針固める。
- 11月16日 北沢防衛相、高江ヘリパッドは、既存の物でもオスプレイ利用可能だが、安全性を考慮して設計変更すると答弁。
- 11月17日 民主党外交・安保調査会、防衛大綱見直し提言案。南西諸島への自衛隊増強を記載。規模や場所は言及せず。
- 11月18日 グアム住民団体、DODと海軍に対し、海兵隊移転に伴う実弾射撃場の建設の差し止めを求める訴えをハワイ連邦地方裁判所で起こす。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- NATO=北大西洋条約機構
- NAC=新アジェンダ連合
- NPT=核不拡散条約
- NSA=消極的安全保証
- SACO=沖縄に関する特別行動委員会
- PNN=核軍縮・不拡散議員連盟

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、阿部恵美子、岡本高明、酒巻多恵子、高原孝生、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、宮野史康、吉田遼、梅林宏道